

## 申込書の記入にあたって

申込書は、別冊子の募集住宅一覧表とあわせて配布するとともに、兵庫県ホームページからダウンロードすることもできます。

### (1) 「申込者」欄

#### ① 「フリガナ」及び「氏名」欄

姓と名の間は1文字分あけて記入してください。

#### ② 「現住宅種別」欄

現在居住している住宅の種別を一つ選んで○を付けてください。

持ち家にお住まいの方は以下の点に注意してください。

- ・ 申込者本人の持ち家のある方で県が指定する入居時までには持ち家を処分できる方

→「1. 持家売却予定」

- ・ 両親の所有している住宅に同居している方

→「9. その他」に○を付け、( )に「両親の家に同居」と記入してください。

公営住宅にお住まいの方は、名義人か同居人かいずれか該当する方を○で囲んでください。(原則として、特別な理由のない限り、公営住宅の名義人の申込みは不可)

#### ③ 「被災時の住所」及び「被災時の住宅種別」欄

被災者資格で申込みされる方は、必ず記入してください。

### (2) 「入居しようとする者」欄

#### ① 入居しようとする方全員について記入してください。なお、申込み後の家族の追加・変更は認められません。

#### ② 結婚予定で申し込まれる方は、婚約者の方についても必要事項を記入してください(続柄は、「婚約者」と朱記してください)。

#### ③ 「職業コード」欄には、下記のコード番号を記入し、空欄のないようにしてください。

職業コード	職 業	職業コード	職 業	職業コード	職 業
1	会 社 員	4	団 体 職 員	7	学生、生徒、児童
2	会 社 役 員	5	自 営 業	8	無 職
3	公 務 員	6	パート・アルバイト	9	そ の 他

#### ④ 「就職年月日又は開業年月日」欄は、令和2年1月以降に就職または開業した方のみ記入してください。

### (3) 「別居扶養」欄

現在、所得税法上の扶養控除対象者で入居しない方があれば記入してください。

### (4) 「入籍(予定日)日」欄

各募集月の「募集住宅一覧表」で定められた日までに入籍を予定している方は、入籍予定日を記入してください。

(5) 「控除の種類」欄

入居しようとする方または入居しない扶養親族のうち、控除額一覧表（24～25ページ参照）の寡夫、老人扶養親族（老人扶養）、老人控除対象配偶者（老人配偶）、普通障害者（普通障害）、特別障害者（特別障害）、特定扶養親族（特定扶養）、給与所得者、公的年金等所得者、ひとり親などの控除対象者がいれば該当欄に「1」及び障害の程度（○級）を記入してください。

(6) 「収入・所得」欄

① 給与および年金の方は、年間総収入金額（税込み金額）を、事業等の方は年間総所得金額を記入してください（誤って記入した場合、失格となることがありますのでご注意ください）。

- ・非課税の方で生活保護を受けている方は「生活保護」、失業中の方は「失業」と記入してください。その他の非課税の方は、金額「0」と記入してください。
- ・所得税の確定申告で繰越損失額のある方は、事業等の欄に○印をし、差し引き後の所得金額を記入してください。

② 令和2年1月1日以降に就職（転職）した方は20～25ページの計算方法により年間総収入金額を、また令和2年1月1日以降に開業（転業）した方は20～25ページの計算方法により総所得金額を、それぞれ推定して記入してください。転職、転業前の収入は関係ありません。

③ 申込者本人以外の方（家族または婚約者など）で収入がある場合は、本人と同じように上記の要領で記入してください。

④ 以下の場合に当てはまる方は、収入は合算されません。

- ・各募集で指定される入居期限までに退職される方（「退職予定」と朱記してください）
- ・入居を機に結婚し、退職される方（「結婚退職」と朱記してください）

※退職しないと収入基準を満たさない場合、退職日以降でないと入居許可できません。

(7) 「優先取扱の確認」欄

申込みされる住宅において、優先世帯に該当される方（15～17ページを参照してください。）は、該当する項目の□にレ印を付けてください（年齢は募集期間末日現在の満年齢です）。記載がない場合は、優先入居の取り扱いができません。

## 郵送にあたって

(1) 「抽選結果のお知らせ(郵便はがき)」には、印字された金額の切手を貼り、あなたのあて先（郵便番号、現住所、氏名）をはっきりと記入してください。切手を貼っていない場合は「抽選結果のお知らせ」を送付できませんのでご注意ください。

(2) 封筒には印字された金額の切手を貼り、あなたの郵便番号、住所、氏名、申込住宅番号をはっきりと記入し、募集住宅一覧表に挟んである宛名ラベルを貼ってから投函してください。なお、切手を貼っていない場合は受け付けできませんのでご注意ください。